

より配送能力の高い自動配送ロボットの社会実装検討WG プレゼンテーション資料

森・濱田松本法律事務所
佐藤 典仁

1. 望ましい「機体の大きさ・速度」

- 軽自動車の大きさ・速度を対象とする場合には、特定自動運行の規律に従うべきと考えられることから、別途「中速・中型ロボット」として議論することがよい。
- ニーズや安全確保の観点から、最高速度は**20km/h**程度とすることがよいのではないか。
- 小型ロボット以上(**1.2 × 0.7 × 1.2**)、軽自動車未満(**2.5 × 1.3 × 2.0**)とすることで異論ないが、車道の左側に寄って走行させる場合、より高速度の自動車が容易に追い越すことができる車幅となるようにすべき。

2. 望ましい「通行場所・通行方法」

- 路側帯も走行可能とする場合には、都市部においては電動キックボード、自転車など複数のモビリティが高頻度に走行している。
- そのような中で安全性を確保すべく、例えば、自転車による安全な追い抜き、機体による自転車の安全な追い抜きが可能となるようにすべき。機体を路側帯のみ走行可能とするのは現実的ではなく、路側帯+車道の左側を走行可能とするのが現実的とも思われる。
- 車道を走行する場合、他の自動車からの機体の視認性には留意すべき。
- 多通行帯道路において、車線変更+右折というのは余り現実的ではないのではないか。そうすると、基本的には2段階右折を原則として考えるべきではないか。

3. 望ましい「運用方法」

- オペレーターによる常時監視は前提とせず、遠隔操作型小型車や自動運転レベル3に相当する自動運転により、複数の機体を運行する方向で検討すべきではないか。
- オペレーターに対して、自動運転の再開の可否を判断し、再開する、といった限定的な役割以上の役割を求めることが想定されているのであれば、運転免許の保持が必要と考えられる。車両の実態に応じて整理していく必要。
- 他方で、自動運転車と整理する場合にも、「自動運行装置」の保安基準を満たすことをそのまま求めるのではなく、乗員がいないことに伴って調整する必要。例えば、「作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること」について、少なくとも後段は要調整。適用する場合には前段については必要という整理か。同様に、「自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合にあっては、車両を停止させることができるものであること。」といった要件についても、自動運転車と整理されるのであれば必要か。要件ごとに要確認。

Lawyer profile



佐藤 典仁

Norihito Sato

パートナー

2008年 第二東京弁護士会所属

TEL: 03-6266-8717

norihito.sato@mhm-global.com

MORI HAMADA & MATSUMOTO

■ 主要な取扱分野

● 自動車、モビリティサービス

- 2年2か月間の国交省自動車局での執務中に、自動運転における損害賠償責任に関する研究会の取りまとめ及び自動運転に係る法改正を行うとともに、MaaSへの取組等にも関与した経験を踏まえた、自動車、モビリティサービス全般についての、当局対応を含めた、専門的かつ的確な助言を行う

● M&A

- 日米欧の各種M&A案件の豊富な経験を有し、PEファンドによるカープアウト、MBO、複雑なクロスボーダー案件など、幅広く対応する
- タクシー配車アプリ会社の事業統合、大手自動車部品メーカーの統合、自動運転関連ベンチャー企業への出資案件など自動車、モビリティサービスのM&Aの圧倒的な経験・知識を有する

● 危機管理、当局対応

- 国交省自動車局への出向中に、当局の立場から大手自動車メーカーによる不適切完成検査問題対応を行った経験を活かし、当局対応を中心に専門的・戦略的な見地から助言を行う

■ 受賞歴

- ALB Japan Law Awards 2024にて Young Lawyer of the Year に選出
- Best Lawyers in Japan (M&A, Transportation Law) (2024, 2025)
- The Legal 500 Asia Pacific 2024, 2023のTMT分野のKey Lawyersに選出
- 2021年 Thomson Reutersグループの国際的法律雑誌であるALB (Asian Legal Business)による "Asia 40 under 40" に選出



■ 経歴

- 2003年 私立東大寺学園高校卒業
- 2007年 東京大学法学部卒業
- 2013年 Northwestern University School of Law (LL.M.), Kellogg School of Management (Certificate in Business Administration) 修了
- 2013年 Hengeler Mueller法律事務所 デュッセルドルフオフィスで執務（～2014年）
- 2014年 株式会社日立製作所に出向（～2015年）
- 2017年 国土交通省自動車局保障制度参事官室 企画調整官（～2019年）
- 2019年 NEDO採択審査委員会委員（規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発/モビリティ分野）
- 2023年 AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ構成員
- 2023年 中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）外部評価委員

■ 著書・論文

- 「自動運転・MaaSビジネスの法務（第2版）」（共編著、中央経済社、2023年）
- 「レベル4が実現した自動運転の法制の現状と今後の展望」（NBL、2023年）
- 「M&A法体系」（第2版）（共著、有斐閣、2022年）
- 「<新技術と法の未来（6）>自動運転」（共著、ジュリスト、2022年）
- 「道路交通法改正により実現する

自動運転レベル4と電動キックボード等の新しいモビリティの法規制の現状と課題」（NBL、2022年）

- 「MaaS実現に向けた法制度整備の最新動向」（ビジネス法務、2020年）
- 「アジアにおける多国籍カープアウトM&Aの実務と留意点」（共著、旬刊商事法務、2021年）

その他、M&A・自動運転関連の論文等多数

